

第6章 医療救護・保健等対策

【本章における対策の基本的な考え方】

災害時における医療機能の確保と感染症への対応など

震災時には、多数の負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速な医療救護活動を行わなければならない。

市は、五師会（三鷹市医師会、東京都三鷹市歯科医師会、三鷹市薬剤師会、三鷹市整復師会、三鷹市助産師会）及び三鷹商工会と連携し、災害時の医療体制を整える。

また、保健衛生や防疫体制の推進の中で、新型コロナウイルス感染症への対応を図るとともに、遺体の取扱いについては、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

第6章 医療救護・保健等対策

現在の到達状況と課題

- 平成30年度に市の医療救護活動等を統括・調整する市災害医療コーディネーターを指定した。また、令和元年度には、市災害薬事コーディネーターを指定し、災害時医療活動態勢の強化を図っている。（医療コーディネーター：4人、薬事コーディネーター：1人）
- 災害時医療救護活動を円滑に進めるため、活動の中核拠点として、総合保健センター内に災害医療対策実施本部を設置することとし、開設・運営訓練を隔年実施している。
- 医療救護所を中心とした情報連絡・医療提供体制の構築に向けて設置・運営訓練等を隔年実施し情報連絡・医療提供体制の確認及び検証を実施している。
- 負傷者の搬送方法のあり方など医療救護所における迅速な搬送体制を検討し構築する必要がある。
- 災害時の医薬品等の供給体制の強化を推進することが求められる。
- 防疫用資機（器）材の平時からの備蓄に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策も視野に入れた防疫体制の強化を図る必要がある。
- 災害発生時の遺体の取扱いや火葬体制について、市民への周知を図るとともに、体制強化に努める必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

初動医療救護体制の確立

- 情報連絡体制等の整備・確保
- 医療救護活動体制の整備

負傷者等の搬送体制の確保

- 負傷者の搬送方法の検討
- 医療救護所等における搬送体制の構築

医薬品・医療資機（器）材

- 災害時医療救護所等における備蓄品の見直しと推進
- 医薬品・医療資機（器）材の確保

保健衛生・防疫体制の強化

- 保健活動体制の整備
- 防疫体制の整備

遺体の取扱い

- 遺体収容体制の整備
- 遺体収容体制に係る関係機関との連携体制の構築
- 遺体収容体制・火葬体制の周知

《復旧対策》

防疫体制の確立

- 防疫体制の確立

火葬

- 火葬特例の適用・許可証発行
- 火葬体制の確立
- 広域火葬対応

対策の方向性と目標

- ◆各師会における参集体制を確立するとともに、市災害医療コーディネーターを中心とした初動医療体制の早期の構築を図る。
- ◆災害時にも必要な医療支援が可能となるような人財の確保に向けた取組の検討を進める。
- ◆災害時医療救護所から医療拠点への搬送等、負傷者や傷病者の移動に関する体制や仕組みに関する検討を進める。
- ◆医薬品や医療資機（器）材等が不足する場合に備え、薬剤師会と連携し、都や卸売販売業者との供給体制を構築する。
- ◆感染症対策に十分配慮した保健衛生、防疫体制となるよう取り組む。
- ◆遺体の収容等に関する関係機関等との連携や広域火葬の実施など体制強化を図る。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
負傷者数	最大 1,298 人	重傷者数	最大 117 人

具体的な取組

《応急対策》

初動医療救護体制の確立

- 初動医療救護体制の構築
- 初動医療救護体制の広報

負傷者等の搬送体制の整備

- 負傷者等の搬送体制の整備
- 医療救護班等医療スタッフの搬送
- 広域搬送要請

医薬品・医療資機（器）材の供給

- 災害薬事センターの設置
- 医薬品・医療資機（器）材の調達

医療施設の確保

- 医療機関の収容能力拡大の要請

保健衛生体制の確立

- 保健衛生体制の確立

行方不明者の搜索

- 行方不明者の搜索

遺体の搬送・収容

- 遺体の搬送
- 遺体収容所の設置
- 遺体安置所・遺体引渡所の設置
- 遺体収容所設置・収容状況の広報

検視・検案・身元確認

- 検視・検案・身元確認
- 身元不明遺体の周知

第1節 現在の到達状況と課題

1. 初動医療救護体制の確立

- 平成30年に市の医療救護活動等を統括・調整する市災害医療コーディネーターを指定した。また、令和元年には、市災害薬事コーディネーターを指定し、災害時医療活動態勢の強化を図っている。（医療コーディネーター：4人、薬事コーディネーター：1人）
- 災害時医療救護活動を円滑に進めるため、活動の中核拠点として、総合保健センター内に災害医療対策実施本部を設置することとし、開設・運営訓練を隔年実施している。
- 医療救護所を中心とした情報連絡・医療提供体制の構築に向けて設置・運営訓練等を隔年実施し、情報連絡・医療提供体制の確認及び検証を実施している。
- 避難所・在宅療養者の医療支援に関して、関係する医療機関と円滑に調整・情報交換可能な体制を確立しておくことが求められる。

2. 負傷者等の搬送体制の確保

- 負傷者の搬送方法のあり方など医療救護所における迅速な搬送体制を検討・構築する必要がある。

3. 医薬品・医療資機(器)材の確保

- 発災直後から3日間で必要とされる量の医薬品等について備蓄を進める必要がある。また、医薬品等の卸売販売業者への発注・調達方法について協議し、災害時の医薬品等の供給体制の強化を推進することが求められる。

4. 保健衛生・防疫体制の強化

- 防疫用資材の平時からの備蓄に努めることが求められる。あわせて、調達・配布計画を策定するとともに、保健衛生関連機関との情報伝達体制を構築し、災害時の防疫体制の強化を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた保健衛生・防疫体制の強化を図る必要がある。

5. 遺体の取扱い

- 災害発生時の遺体収容所、遺体安置所、遺体引渡所の設置・運用等、災害時の遺体取扱や火葬体制について市民への周知を図るとともに、体制強化に努める必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 初動医療救護体制の確立

- ◆市災害医療コーディネーターを中心とする医療救護活動体制をより強固なものとし、多数の負傷者等に迅速に対応するための取組を推進する。
- ◆各師会における参集体制を確立し、初動医療体制の早期の構築を図る。
- ◆災害時医療救護所の設置・運営訓練や災害医療対策実施本部の運営訓練などを五師会及び商工会と連携の上で実施し、確認・検証等を行う。
- ◆災害時にも必要な医療支援が可能となるような人財の確保に向けた検討を進める。

2. 負傷者等の搬送体制の確保

- ◆災害時医療救護所から医療拠点への搬送等、負傷者や傷病者の移動に関する体制や仕組みに関する検討を進める。

3. 医薬品・医療資機(器)材の確保

- ◆医薬品や医療資機(器)材等が不足する場合に備え、医療救護活動に大きな支障が出ないようにするため、医薬品や医療資機(器)材の確保に向け、医師会及び薬剤師会と連携し、災害薬事センターの設置場所、運営方法等について検討を進めるとともに、都や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

4. 保健衛生・防疫体制の強化

- ◆災害発生時の保健衛生活動や防疫活動を可能とするような必要資機(器)材の備蓄に努めるとともに、事前の調達・配布計画を策定する。
- ◆インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に十分配慮した保健衛生、防疫体制となるよう取り組む。

5. 遺体の取扱い

- ◆災害発生時の遺体の取扱いや火葬体制についての市民周知を図るとともに、遺体の収容等に関する関係機関等との連携や広域火葬の実施など体制強化を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 初動医療救護体制の確立
- 2 負傷者等の搬送体制の確保
- 3 医薬品・医療資機(器)材等の確保
- 4 保健衛生・防疫体制の強化
- 5 遺体の取扱い

1. 初動医療救護体制の確立

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○情報連絡体制等の整備・確保 ○医療救護活動体制の整備
五師会 7病院 商工会	○医療救護活動体制の整備 ○災害時医療運営連絡会の開催 ○災害時医療救護所及び医療拠点の運営マニュアルの作成及び訓練の実施 ○市の医療救護体制の周知
都福祉保健局	○東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援 ○DHEAT 構成員の養成 ○応援保健医療活動チームの受入体制の整備
都病院経営本部	○都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○都立・公社病院の医療救護班を整備 ○都立病院(松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター)・公社病院(豊島病院)に東京 DPAT を整備 ○医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画（BCP）を策定
東京消防庁	○東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施

1-2. 詳細な取組内容

(1) 情報連絡体制等の整備・確保(総務部、健康福祉部)

市災害医療コーディネーターを中心に、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーターの種別】

種別	役割
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対し医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（三鷹市域は北多摩南部保健医療圏に位置し、都立多摩・小児総合医療センターに配置）
市災害医療 コーディネーター	市内の医療救護活動を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う市が指定する医師

（2）医療救護活動体制の整備（総務部、健康福祉部）

①市の取組

- ア 五師会及び商工会との協定に基づく連携並びに市内の病院との連携により、市の災害時医療体制を確立する。
- イ 東京都の体制に従い、北多摩南部保健医療圏における医療体制の整備に努めるとともに、東京都と連携を図り広域応援体制を構築する。
- ウ 市全体の災害時医療活動を迅速に進めるために、発災直後に総合保健センター内に災害医療対策実施本部（以下「医療本部」という。）を設置・運営する体制を整備する。
- エ 市は、急性期（発災後 72 時間後）以降は、医療本部において、市災害医療コーディネーターを中心に、避難所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように体制を整備する。
- オ 医療拠点の近接地等で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う緊急医療救護所の設置を検討する。

【医療救護活動におけるフェーズ区分の想定時間と状況】

区分	想定される状況
0 発災直後 （発災～6 時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 （6 時間～72 時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 （72 時間～1 週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 （1 週間～1 か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 （1 か月～3 か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 （3 か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

②五師会等の取組

- ア 五師会及び商工会は、それぞれの会員に、市と連携して市の災害時の医療救護活動体制への理解と協力を求めるとともに、医師等の参集場所の割り振りを取り決めておく。
- イ 市内の病院は、市や五師会と連携して、災害時の医療拠点としての機能を果たせるよう体制整備を実施しておく。

③災害時医療運営連絡会の開催

市は、五師会、商工会、警察署、消防署等の関係機関による災害時医療運営連絡会を開催し、医療本部、災害時医療救護所の設置・運営方法、要救護者・処置後の移動困難者の搬送などについて検討する。

④災害時医療救護所及び医療拠点の運営マニュアルの作成及び訓練の実施

- ア 市は、医療救護所の設置場所、設営や運営に必要な資機（器）材を整備する。
- イ 五師会及び商工会は、災害時医療救護所及び医療拠点の運営マニュアルを作成するとともに、災害時医療救護所等の設置運営訓練等を実施し、マニュアル内容等を確認・検証する。

⑤医療機関等の機能維持に向けた取組

市は、平時から医療機関との通信訓練や、市災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施するとともに、都が実施する医療機関のBCP策定支援に協力し、病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を推進する。

⑥市の医療救護体制の周知

- ア 市は、災害時医療救護所の役割と体制について、訓練等を通じて市民に周知するとともに、五師会が行う周知の取組についての支援を行う。
- イ 五師会は、診療所等において、市の災害時医療体制及び診療所等の閉鎖について市民に周知する。

2. 負傷者等の搬送体制の確保

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○負傷者の搬送方法の検討 ○医療救護所等における搬送体制の構築
都総務局	○救出救助活動拠点等を選定し確保
都福祉保健局	○行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都港湾局	○医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結
東京消防庁	○東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結

2-2. 詳細な取組内容

(1)負傷者の搬送方法の検討(総務部、健康福祉部)

市は、車両等を保有する団体等と輸送業務に係る協定の締結に取り組み、搬送手段を確保する。

（2）医療救護所等における搬送体制の構築（総務部、健康福祉部）

市は、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における迅速な傷病者の搬送体制の構築を図る。

3. 医薬品・医療資機（器）材の確保

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害時医療救護所等における備蓄品の見直しと推進 ○医薬品・医療資機（器）材の確保
都福祉保健局	○都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資機（器）材・単品補充用医薬品を備蓄 ○災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機（器）材の備蓄及び医薬品等を確保 ○医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資機（器）材等を配備
都病院経営本部	○都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機（器）材の備蓄及び医薬品等を確保
都薬剤師会	○災害時の情報連絡体制を整備 ○都薬剤師会の編成体制等を整備
日赤東京都支部	○日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資機（器）材を備蓄

3-2. 詳細な取組内容

（1）災害時医療救護所等における備蓄品の見直しと推進（総務部、健康福祉部）

市は、五師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努めることとし、その備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。また、市は、医療救護所の運営体制、医薬品管理センターや協定締結団体が供給可能な医薬品、その他医療機関から調達可能な医療器具等を検証し、災害資機（器）材・医薬品等の備蓄内容や数量等を見直す。

（2）医薬品・医療資機（器）材の確保（総務部、健康福祉部）

ア 市は、医師会及び薬剤師会と連携して、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置場所（状況に応じて複数か所設置する。）、同センターの責任者や運営方法、医薬品等の納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。

イ 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

4. 保健衛生・防疫体制の強化

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○保健活動体制の整備 ○防疫体制の整備
都福祉保健局	○薬品等の受入・調達計画を策定 ○防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

4-2. 詳細な取組内容

(1)保健活動体制の整備(健康福祉部)

市は、避難所及び保健衛生に関係する機関との情報伝達体制を整備するとともに、保健活動に必要な情報及び保健活動用資機（器）材の整備に努める。

あわせて、大規模災害時における大規模受援を想定し、応援職員の受入・搬送体制の確立・活動拠点の確保に努める。

(2)防疫体制の整備(生活環境部)

市は、防疫用資機（器）材の備蓄を推進するとともに、調達・配布計画を策定しておくものとする。

5. 遺体の取扱い

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○遺体収容体制の整備 ○遺体収容体制に係る関係機関との連携体制の構築 ○遺体収容体制・火葬体制の周知
都福祉保健局	○区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築

5-2. 詳細な取組内容

(1)遺体収容体制の整備(総務部、市民部、スポーツと文化部)

ア 市は遺体収容所及び遺体安置所、遺体引渡所を総合スポーツセンター等に設置する。

イ 市は遺体の収容、安置、引渡などの遺体の取扱いについて、都が作成した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」を踏まえ、死者への尊厳を十分配慮した適切な遺体の取扱いがなされるよう各種条件の整備を図る。

(2)遺体収容体制に係る関係機関との連携体制の構築(総務部、市民部)

遺体収容所の設置等に関し、次の内容について、あらかじめ、警察署、都及びその他関係機関と協議を行う。

- ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- イ 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
- ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- エ 遺体収容所設置等に供する資機（器）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- オ 検視・検案用資機（器）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- カ 遺体収容所の所在地等、開設状況に係わる広報に関する事項

（3）遺体収容体制・火葬体制の周知（総務部、市民部）

市民に対し、遺体収容所及び遺体安置所、遺体引渡所、災害時の遺体の取扱いと火葬体制について周知に努める。

第2 応急対策

《対策一覧》

- 1 初動医療救護体制の確立
- 2 負傷者等の搬送体制の整備
- 3 医薬品・医療資機(器)材の供給
- 4 医療施設の確保
- 5 保健衛生・防疫体制の確立
- 6 行方不明者の搜索
- 7 遺体の搬送・収容
- 8 検視・検案・身元確認

1. 初動医療救護体制の確立

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班）	○初動医療救護体制の構築 ○初動医療救護体制の広報
市内7病院、五師会、商工会、警察署、消防署	○初動医療救護体制の構築
都福祉保健局	○医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援
東京消防庁	○都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣

	○東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施
都医師会	○都から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣
都歯科医師会	○都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣
都薬剤師会	○都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣
日赤東京都支部	○都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
献血供給事業団	○都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。 ○都外から血液製材の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
都看護協会	○都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。
都柔道整復師会	○都から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施

1-2. 詳細な取組内容

(1) 初動医療救護体制の構築(医療健康班、市内7病院、五師会、商工会、警察署、消防署)

① 医療機関の情報収集・連絡体制の構築

医療健康班は、市災害医療コーディネーターや五師会等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等について情報収集し、把握した内容を医療本部で集約のうえ、市域内の地域災害医療コーディネーターに報告する。

② 初動医療の考え方

震度6弱以上の地震が発生した場合、市内の医療機関も被災し、多くの診療所が診療の継続あるいは早期再開が困難となることが想定される。そのような中で多くの負傷者が発生し、平常時よりも医療の需要が急増するといった状況下では、医師等の医療に関わる人的資源を集中させて、負傷者の選別を行い、重傷者を優先的に対応することが、より多くの市民の生命を救うことにつながる事となる。

ア 市は、総合保健センター内に医療本部を設置し、市災害医療コーディネーターの助言を受けて各医療拠点・医療救護所をはじめ、市や消防署等防災機関との連携態勢の確立に努め、情報の収集及び活動方針の決定を行う。

イ 震度6弱以上の地震が発生したときは、五師会及び商工会は自動的に災害時医療救護体制をとる。

なお、震度5強以下の場合は、市本部の要請があった場合に災害時医療救護体制をとる。

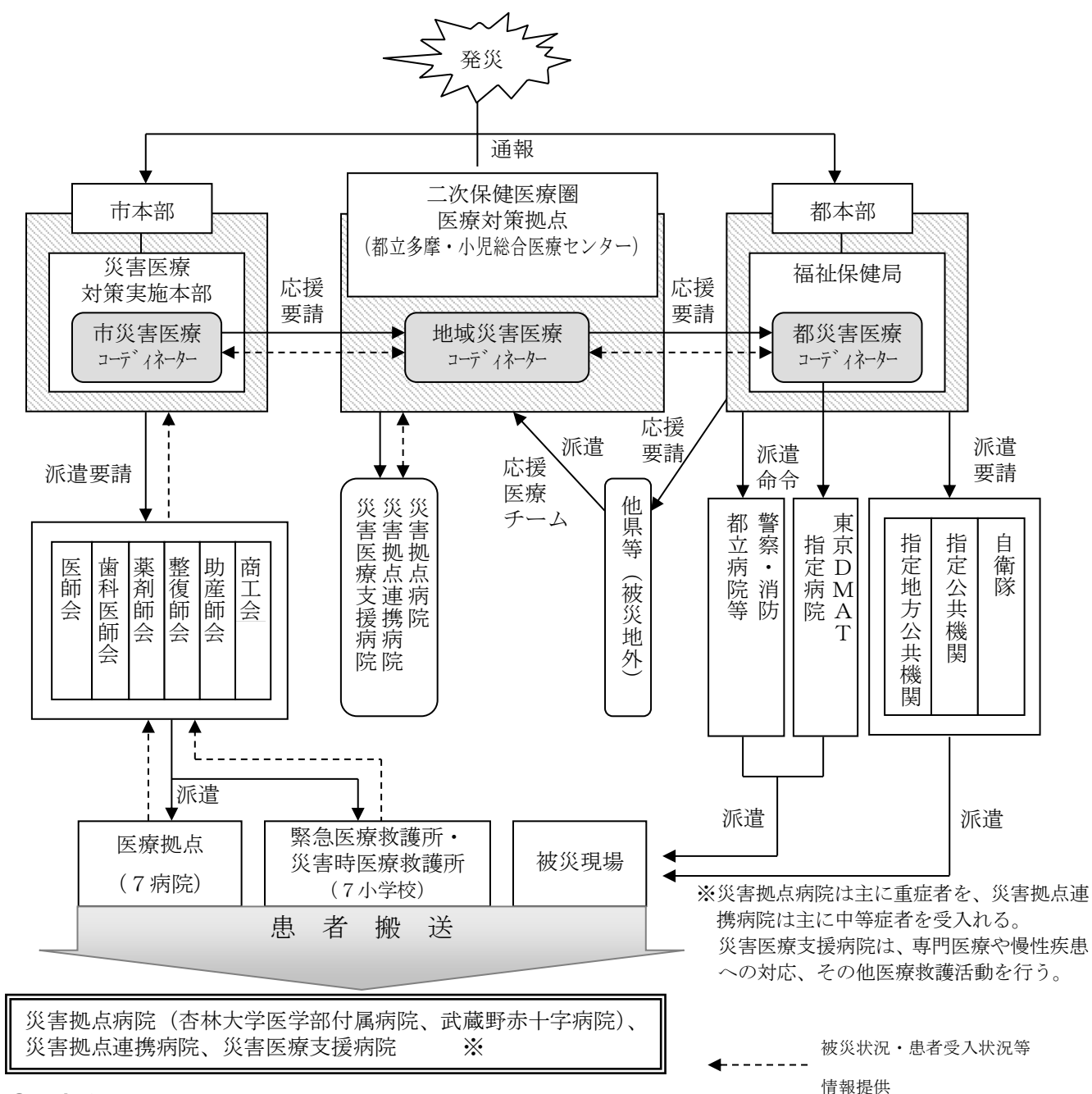
ウ 三鷹中央病院、野村病院、篠原病院、井之頭病院、三鷹病院、長谷川病院、東京国際大堀病院を医療拠点病院として災害時医療に取り組む。

エ 五小、高山小、中原小、南浦小、三小、井口小、大沢台小に災害時医療救護所を開設し、応急手当等を実施する。

オ 杏林大学医学部付属病院、武蔵野赤十字病院は、都が災害拠点病院として指定する主に重症者の収容・治療を行う病院である。市及び五師会は、必要に応じて、病院前トリアージ等を行い、災害拠点病院の機能を維持するための協力を行う。

カ 市、警察署及び消防署は、災害時医療が円滑かつ安定して実施されるよう、情報連絡、警備、搬送等について五師会及び医療機関と連携・協力する。

【災害時における医療救護活動の情報連絡系統図】



③医療救護の実施

ア 市は、震度6弱以上の地震が発生、若しくは大規模災害が発生した場合は、総合保健センター内に災害医療対策実施本部（以下「医療本部」という。）を設置する。

（ア）活動体制

医療本部長	市本部副本部長
医療活動統括者	市災害医療コーディネーター
情報連絡統括者	市本部医療健康班長

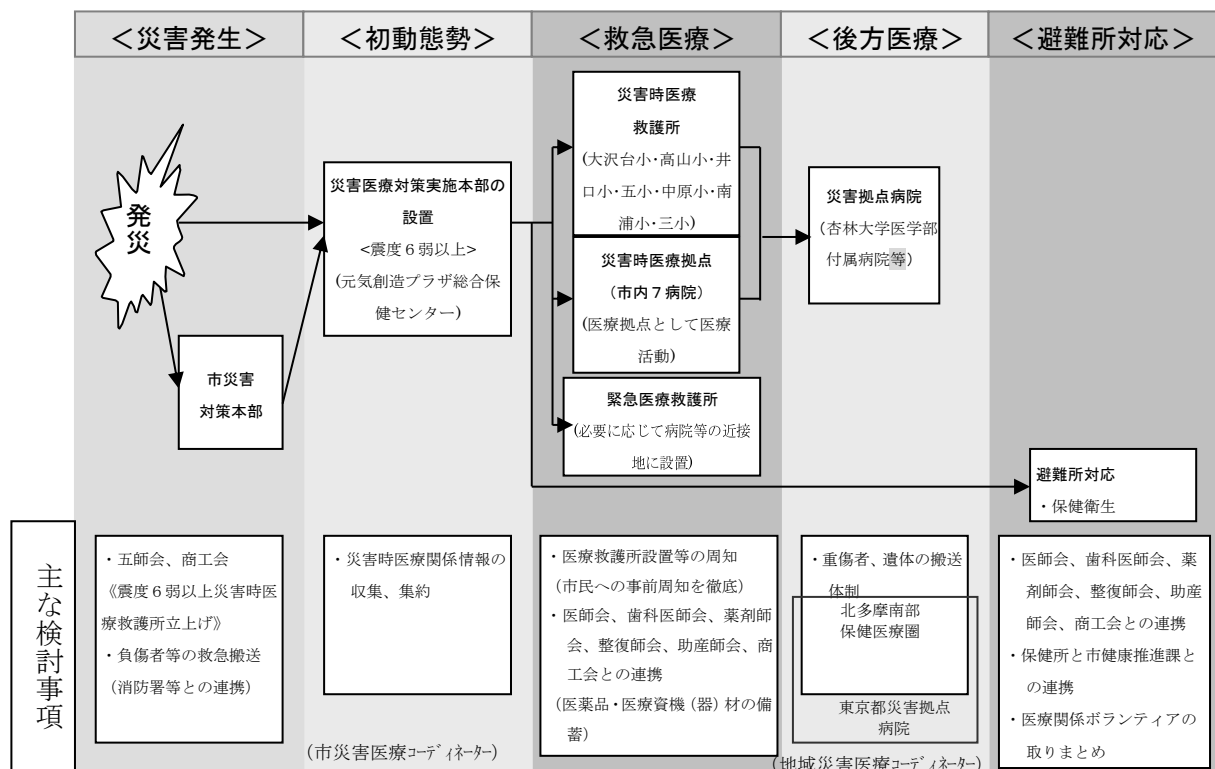
(イ) 活動内容

- a 市で震度5強以上を記録する大地震が発生した場合、全職員が参集となり、うち医療健康班は総合保健センターに参集する。
- b 震度6弱以上を記録したときには、五師会及び商工会各会長並びに担当理事は総合保健センターに参集する。
- c 市本部が設置された場合は、総合保健センターに副本部長（健康福祉部担当副市長、参集不可の場合は健康福祉部部長職又は本部長の指名する部長職）を実施本部長とする医療本部を設置し、五師会及び商工会に協定に基づく協力要請を行う。
- d 五師会及び商工会は、市の震度が6弱以上であった場合には、市からの要請があったものとみなし活動を開始する。
- e 医療健康班は、市本部から、市内の被害状況、避難所情報等の収集を行うとともに、医療拠点の被災状況の把握に努める。
- f 医療本部は、市災害医療コーディネーターの助言、市内の被害状況、避難所・医療救護所・医療拠点の被災状況等を踏まえ、初動医療救護活動方針を決定し、市本部に報告する。なお、医療本部では、原則として医療救護活動は行わず、医療救護活動の方針決定及び情報連絡を中心に活動する。
- g 医療健康班は、医療本部に必要な情報提供を行うため、また、医療救護所及び医療拠点の運営を支援するため、医療救護所等に人員を派遣する。
- h 杏林大学医学部付属病院が災害拠点病院としての機能を維持できるよう、負傷者が殺到した場合には病院前トリアージ等の支援を行うための人員調整等を行う。
- i 五師会及び病院の医療救護活動において、医師等の人員が不足する場合には、市災害医療コーディネーターを通じて、地域災害医療コーディネーターに応援を要請する。
災害時に全国から集まることが予想される医療ボランティアについては、他のボランティアと同様に広く受け入れ、市災害医療コーディネーターの助言を踏まえ、被災者の多い地域又は医師の少ない地域を中心に派遣する。

イ 災害時医療救護所等の活動

- (ア) 発災直後から、フェーズ区分を踏まえた活動を実施する。
- (イ) 医療拠点及び災害時医療救護所では、医師を中心にそれぞれに配備されている医療及び応急救護資機（器）材等を十分に活用し、被災者の医療救護を実施する。
- (ウ) 学校避難所及び地域避難所では、互いに協力し合って、配備されている医薬品等を活用して応急救護を実施する。
- (エ) 急性期（発災後72時間後）以降は、医療本部内に医療救護活動拠点を設置して、避難所や在宅療養者への医療支援について調整を行う。

【災害時医療の流れ（災害時医療救護所の設置）】



ウ 災害時医療救護活動拠点

(ア) 保健衛生拠点

区分	施設名	備考
災害医療対策実施本部	総合保健センター	健康推進課執務室設置
医薬品供給活動拠点	三鷹市薬剤師会医薬品管理センター	

(イ) 医療拠点

区分	医療機関名	備考
災害拠点連携病院	三鷹中央病院、野村病院	
災害医療支援病院	篠原病院、三鷹病院、井之頭病院 長谷川病院、東京国際大堀病院	

- a 医療拠点はそれぞれ施設の再開に努め、医療本部との連絡体制の確保に努める。
b 準備が出来次第、順次トリアージ及び医療救護活動を実施する。

(ウ) 災害時医療拠点・災害拠点病院

区分	医療機関名	備考
災害拠点病院	杏林大学医学部附属病院 武蔵野赤十字病院	

(エ) 災害時医療救護所（資料 0601、0602）

設置場所	地区	設置場所	地区
三鷹市立大沢台小学校	大沢地区	三鷹市立中原小学校	新川中原地区
三鷹市立高山小学校	東部地区	三鷹市立南浦小学校	連雀地区
三鷹市立井口小学校	西部地区	三鷹市立第三小学校	駅前地区
三鷹市立第五小学校	井の頭地区		

- a 各コミュニティ住区1校の全7つの小学校に医療救護所を開設する。
- b 各医療救護所の参集者は、五師会及び商工会担当スタッフ、市医療健康班担当職員等とする。
- c 五師会及び商工会は、市で震度6弱以上を記録した場合、各医療救護所スタッフは自動参集し、災害時医療救護所備蓄医療資機(器)材等を利用し医療救護活動を開始する。震度6弱未満の場合は、市本部からの要請により医療救護活動を開始する。
- d 助産師会は、災害時助産セット利用し、妊産婦等に対応するとともに、必要に応じて応急救護活動の支援を行なう。
- e 負傷者は、受入可能な医療拠点もしくは医療救護所に搬送する。
- f 開設期間は発災後おおむね超急性期期間（72 時間）とし、それ以後は各クリニックや医院を順次再開し、患者への対応を行う。

(オ) 地域拠点（コミュニティ・センター）

避難者及び避難所運営者が協力して、可能な範囲で、応急手当セット（資料 0603）及び応急救護医薬品（資料 0604）を利用した応急救護を実施する。

(カ) その他の学校拠点

避難者及び避難所運営者が協力して、可能な範囲で、応急救護医薬品を利用し応急救護を実施する。

(キ) 医薬品等の備蓄品の活用

各拠点では、災害対策用の医薬品等を十分活用して対応することとし、医薬品等に不足が生じる場合は、医療本部に報告する。

エ 市の対応

(ア) 災害時に保健医療の拠点となる総合保健センター施設の被災状況について、市医療健康班は初動出動し速やかに市本部に報告、散乱物の除去等拠点施設としての態勢を整える。

(イ) 医療健康班は、本部の指示により医師会等との協定に基づく協力を要請する（震度6弱以上の場合は自動的に要請を行ったとみなす）とともに、医療本部の設置及び医療救護所に職員を派遣し、医療救護所の開設及び活動などに協力する。

(ウ) 医療健康班は、消防署、杏林大学医学部付属病院などと連絡を取るとともに、市内の病院、診療所、歯科診療所及び保険薬局等の医療機関の被災状況をはじめその他の情報収集を行う等、医療本部の活動を支援する。

(エ) 医療健康班は、市災害医療コーディネーターの助言を踏まえ、医療拠点や医療救護所等の医療救助活動を支援するとともに連絡体制を確立する。

オ 地域災害医療コーディネーター等への応援要請

災害の規模が大きく、医療本部が編成する医療救護所や市内の病院の医療活動だけでは医療救護の確保が困難である場合には、市は市災害医療コーディネーターを通して、地域災害医療コーディネ

ーターに対し、都医療救護班や災害医療派遣チーム（東京DMA T）の派遣、医薬品等の供給を要請するほか、都に対し応援を要請する。

カ 消防署（救急隊）の対応

（ア）震災時にはMCA 無線等により市本部と連携を取り、医療拠点の被災状況の把握に努める。

（イ）市内の病院の診療状況を見極めながら、可能な範囲で医療拠点への重症者の搬送を実施する。

キ 医療救護活動の記録及び報告

医療本部長は、医療救護活動の実施状況について市本部長に報告する。

また、医療健康班長は、救護班の診療、救護班使用の医薬品衛生材料、救護班の編成及び活動、病院・診療所医療実施状況などについて、様式3から様式7に取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに医療本部長及び市本部長に報告する。

（2）初動医療救護体制の広報（広報情報班、医療健康班）

医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

2. 負傷者等の搬送体制の整備

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、医療健康班）	○負傷者等の搬送体制の整備 ○医療救護班等医療スタッフの搬送 ○広域搬送要請
市民・地域	○負傷者等の救護所への搬送
消防署	○救護所から災害拠点病院への搬送
都総務局	○災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都福祉保健局	○東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
東京消防庁	○搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。
警視庁、自衛隊など	○ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送

2-2. 詳細な取組内容

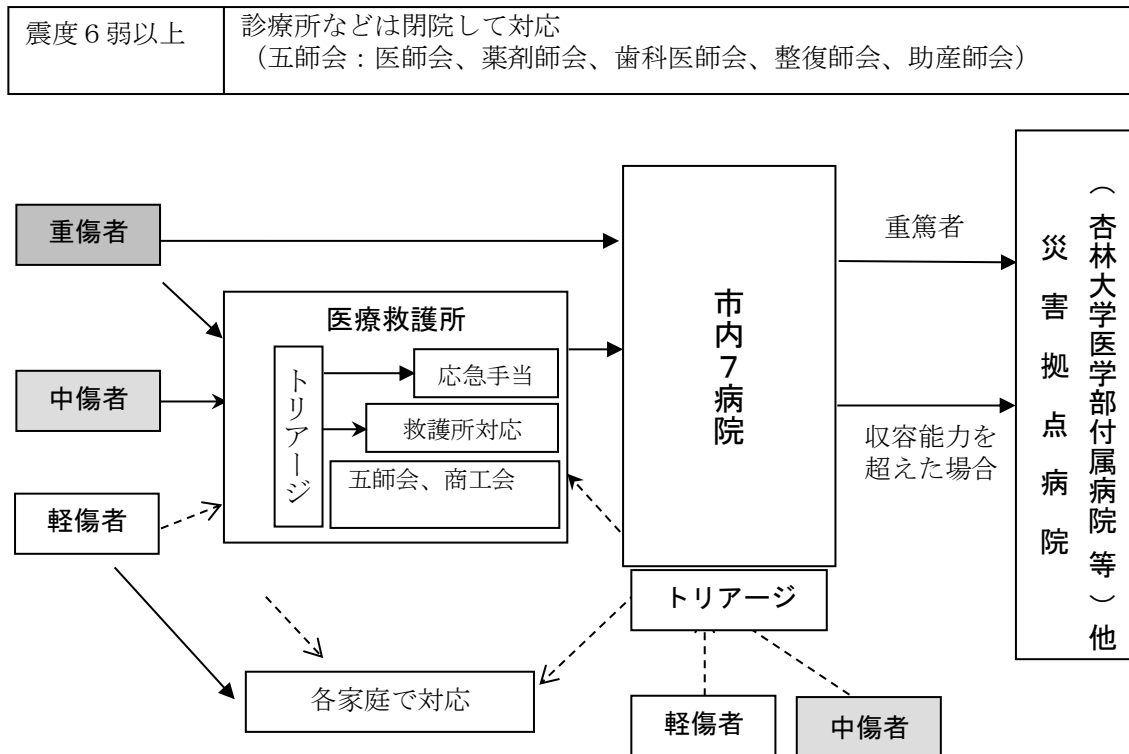
（1）負傷者等の搬送体制の整備（医療健康班、市民、消防署）

災害時における負傷者の流れは、以下の災害時医療における負傷者の流れのとおりとする。

重症者等の搬送については、原則として被災地から救護所までの搬送は、市民の協力も得て実施する

が、救護所等から災害拠点病院への搬送については、消防署その他関係機関の協力を得て行う。また、災害拠点病院に収容する必要がある被災者の搬送には、緊急車両となっている公用車も使用する。

【災害時医療における負傷者搬送の流れ】



(2)医療救護班等医療スタッフの搬送(指令情報班、医療健康班)

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。なお、初動体制を構築するための災害時医療救護所等への自動参集についてはこの限りではない。

(3)広域搬送要請(指令情報班、医療健康班)

必要に応じヘリコプター等による搬送を都に要請するほか、応援協定等に基づき、他市区町村にも広域的搬送を要請する。

3. 医薬品・医療資機(器)材の供給

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班）	○災害薬事センターの設置 ○医薬品・医療資機(器)材の調達
都保健福祉局	○医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○区市町村の医薬品・医療資機(器)材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機(器)材及び医薬品等の確保に努める。

機関名	内容
	○必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
都病院経営本部	○都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資機(器)材及び医薬品等の確保に努める。
都薬剤師会 地区薬剤師会	○区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ○被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師会の調整等を行う。 ○都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施
日赤東京都支部	○日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 ○都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請
献血供給事業団	○都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)等と協力して供給を行う。 ○都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

3-2. 詳細な取組内容

(1)災害薬事センターの設置(医療健康班)

市は、薬剤師会と連携して、避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。また、市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーターの業務に協力する。

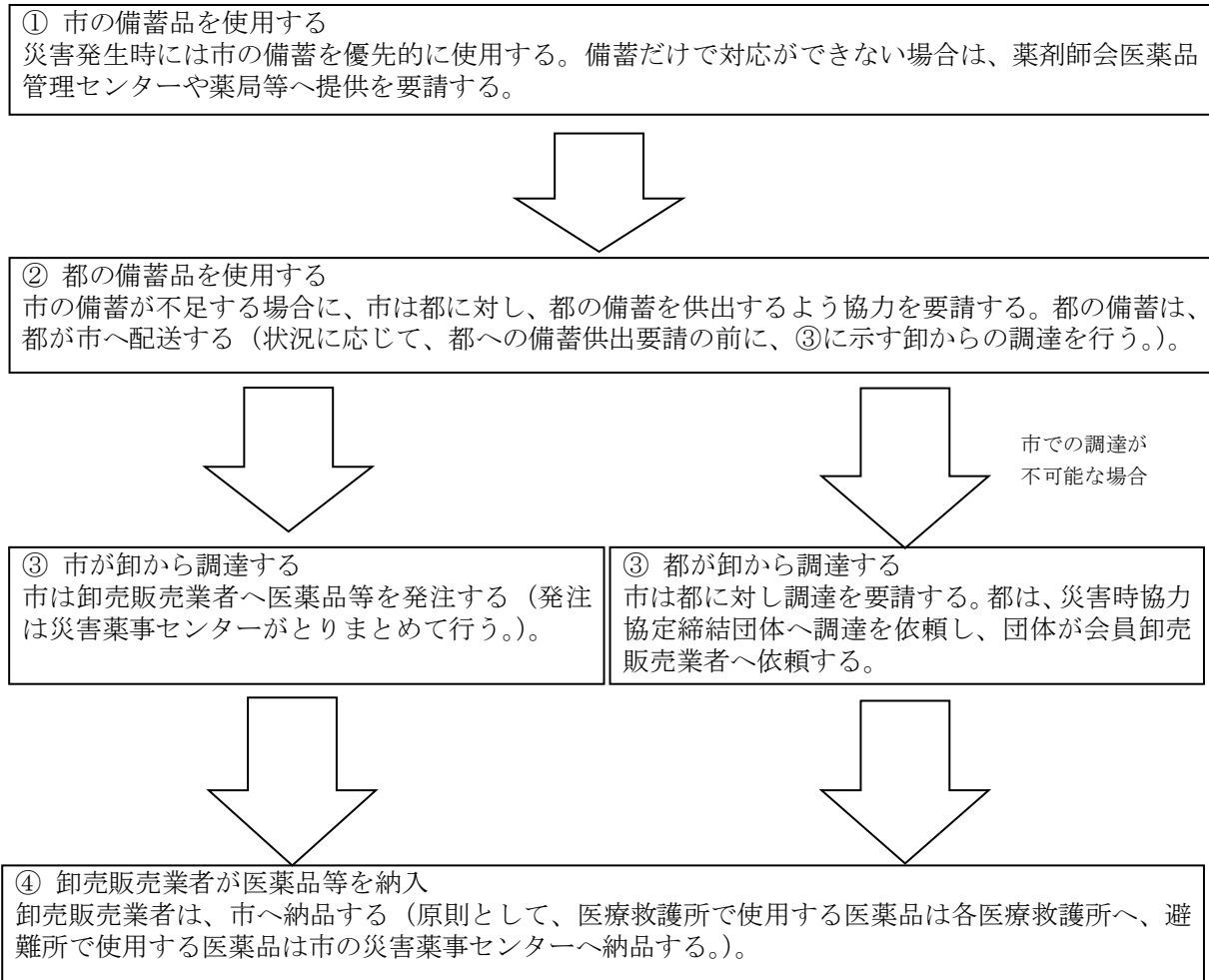
(2)医薬品・医療資機(器)材の調達(医療健康班)

医療救護所や避難所等では、発災直後は市の備蓄品を使用する。

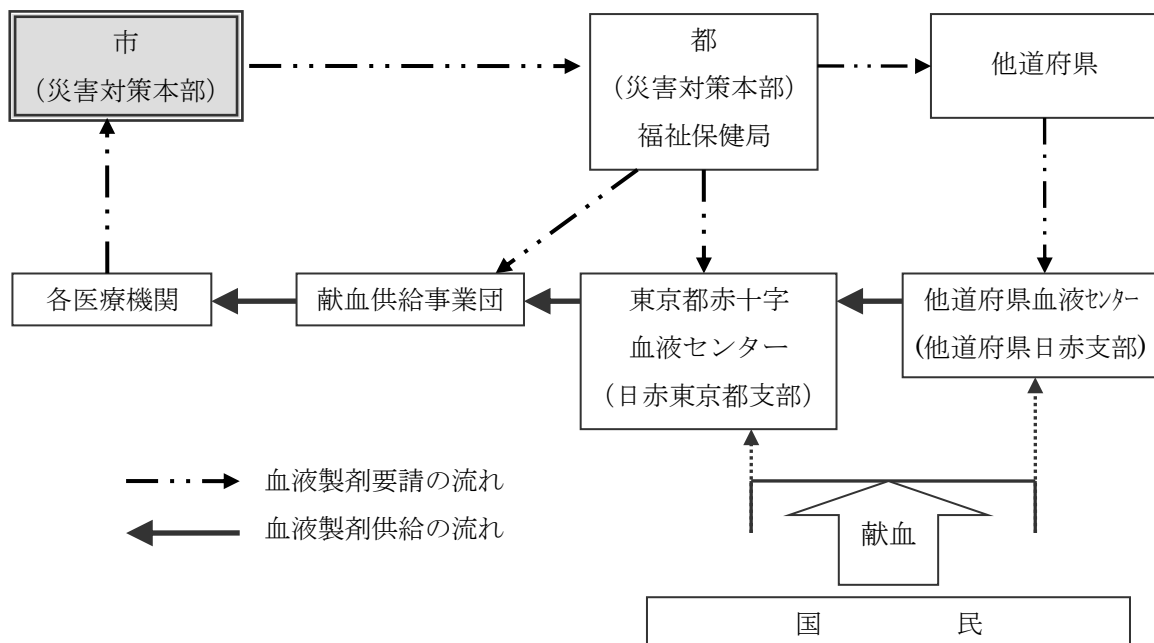
不足する場合、市は、薬剤師会と協議のうえ薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、薬剤師会と協議のうえ、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。

市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局に対し、都の備蓄の供出及び調達を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う。）。

【市が使用する医薬品等の調達手順】



【血液製剤の供給体制】



4. 医療施設の確保

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班）	○医療機関の収容能力拡大の要請
医療機関	○収容能力の拡大
都総務局	○災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都福祉保健局	○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都病院経営本部	○都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
自衛隊	○陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 ○海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	○傷病者搬送のための巡視船艇、航空機を出動

4-2. 詳細な取組内容

（1）医療機関の収容能力拡大の要請（医療健康班）

災害時には、多くの負傷者等に対応するため、市は必要に応じて、医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

5. 保健衛生体制の確立

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班）	○保健衛生体制の確立
保健所	○保健衛生体制の確立
都保健福祉局	○避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○区市町村における保健活動班の活動を支援 ○区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○負傷又は放し飼いの被災動物の保護

5-2. 詳細な取組内容

(1)保健衛生体制の確立(医療健康班(保健活動チーム)、保健所)

①保健所の役割

- ア 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。
- イ 市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。
- ウ 環境・食品営業施設等の監視指導等を行う。
- エ 避難所の蔓延防止対策を支援する。
- オ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。
- カ 地域保健医療全般に関する「情報センター」として市や被災者、営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- キ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

②保健活動

- ア 保健活動チームの編成
急性期（発災後 72 時間後）以降に避難所等への巡回健康相談等を行うため、医療健康班を中心に保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成して保健衛生活動を実施する。
- イ 保健活動チームの活動内容
 - (ア) 保健活動チームは、防疫活動のほか、都の環境衛生指導班や食品衛生指導班、監視班と連携し、被災者の健康管理に関する活動を行う。
 - (イ) 保健活動チームは、避難所における健康相談を実施するとともに、福祉支援班及び福祉機関等と連携し要配慮者を中心とした地域における健康調査及び巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ウ 他自治体からの応援職員の受け入れ
 - (ア) 市は、都に対し必要に応じ、他県市に保健活動チームへの職員派遣を要請する。
 - (イ) 市は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

③関連死及び心のケア対策

- ア 市の役割
 - (ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいや心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、うつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民の心の健康の保持・増進に努める。
 - (イ) 車中宿泊者や指定避難所以外の自然発生した避難所、防災機関等に避難した人の状況を調査し、必要な支援に努める。
- イ 関連死・心のケア・エコノミークラス症候群の予防対策
 - (ア) 市は、都及び関係機関等と連携し、被災者に対する心の健康に関する相談への対応を図る。
 - (イ) 市は、都及び関係機関等と連携し、被災者に向けての「普及啓発」を実施する。
 - a 被災者に対してパンフレットの配布、ホームページを通じて被災後の心理的反応とその対処方法を伝える。
 - b 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、被災者に情報提供を行う。
 - c エコノミークラス症候群の予防に関することなどを呼びかける。

（ウ）要配慮者への対応

- a 都は、被災した精神障がい者や難病患者などの継続的医療の確保に努める。
- b 市は、避難所で精神疾患など基礎疾患のある方の急発、急変への救急対応を行う。

6. 行方不明者の捜索

6-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（市民支援班）	○行方不明者の捜索
消防署、消防団、警察署	○行方不明者の捜索
都総務局	○関係機関との連絡調整に当たる。 ○状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助の要請を行う。
警視庁	○救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
陸上自衛隊	○都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	○東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索に当たる。 ○収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

6-2. 詳細な取組内容

（1）行方不明者の捜索（市民支援班）

①行方不明者の捜索

行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連携を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

市、都、警察署、自衛隊、消防署、消防団、その他関係機関は、行方不明者の捜索を行うとともに周囲の事情からすでに死亡していると推定される者の遺体の捜索・収容活動を実施する。

②捜索期間（資料 0605・0606）

捜索の期間等については、以下の遺体の捜索期間等の概要のとおりである。

捜索期間は原則として、災害発生の日から10日以内とするが、期間を延長する場合は知事への申請が必要となる。なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。

③必要帳票等の整備

行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- ア 救助実施記録日計票（様式 14(1)～(3)）
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿（任意様式）

- ウ 遺体搜索状況記録簿（様式 17）
- エ 遺体処理台帳（様式 18）
- オ 死体の搜索用関係支出証拠書類

7. 遺体の搬送・収容

7-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（市民支援班、広報情報班）	○遺体の搬送 ○遺体収容所の設置 ○遺体安置所・遺体引渡所の設置 ○遺体収容所設置・収容状況の広報
市民・地域	○遺体の搬送
消防署、消防団、警察署	○遺体の搬送
都総務局	○区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施 ○状況に応じて、陸上自衛隊に対して、遺体の搬送協力の要請を行う。

7-2. 詳細な取組内容

（1）遺体の搬送（市民支援班）

多数の死亡者が発生した場合、市、都、警察署及び各防災機関等が、迅速かつ適切に行方不明者の搜索や遺体の検視・検案活動等、遺体の取扱いに関連する各種活動を行うことが必要であることから、遺体の収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市、警察署及び都が協力して行う。

市民支援班及び関係機関等は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺族等による搬送が困難な遺体を、遺体収容所に搬送する。

また、状況に応じて都及び関係機関への協力依頼等を行う。

（2）遺体収容所の設置（市民支援班）

①市等の役割

ア 市民支援班は、災害が発生し多数の死者が見込まれる場合は、速やかに総合スポーツセンター等に遺体収容所を設置し、遺体を収容するとともに、都及び警察署等と連携のうえ、検視・検案業務を行う体制を整える。

イ 都は、市の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。

ウ 医療拠点及び医療救護所は、災害により負傷者が死亡するに至った場合は、警察署へ通報するとともに、遺体を適切に保存し、関係機関へ引き継ぐなど、適正な処理を行う。

②遺体収容所の設置とその活動

ア 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要資機（器）材を用意したうえで遺体を収容し、開設状況について、都及び警察署に報告する。

イ 市は、都及び警察署と連携し、次の業務を行う。

（ア）関係法令に基づく手続き：死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等

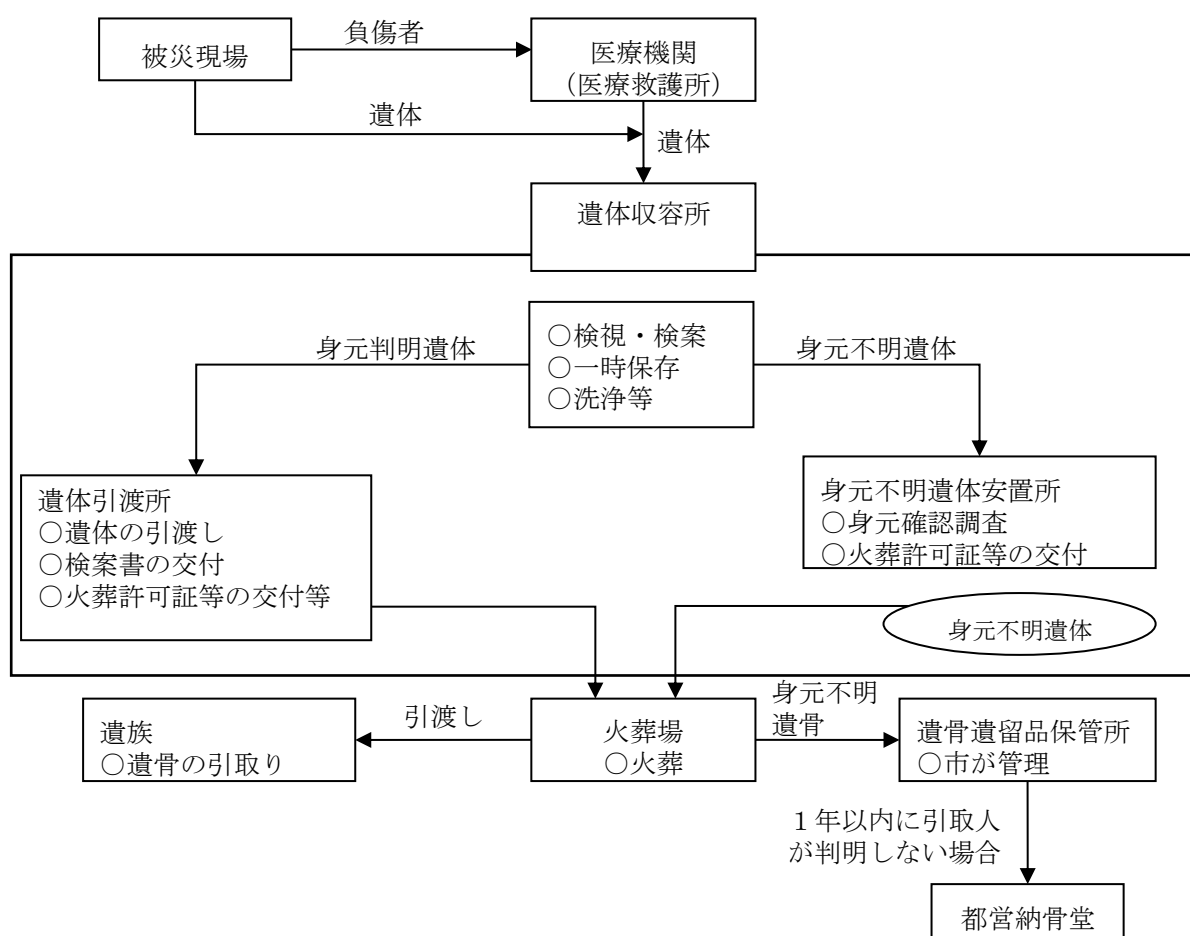
（イ）管理責任者の配置：管理責任者は、設置における初動対応や各種業務を円滑に遂行するための連

絡調整を行う。

（ウ）遺体の一時保存：災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多いので、識別を正確に行うために一時保存を行う。特に、検視・検案が未実施の遺体については、都及び警察署と連携のうえ取扱いには適正を期する必要がある。

（エ）遺体の洗浄等：人道上又は衛生管理面からも、泥土、汚物が付着した遺体の放置は許されないため、市は、都及び警察署と連携し、必要に応じて作業員を雇い上げるなどして要員を確保のうえ、洗浄し、縫合及び消毒の処置を実施する。また、遺体が腐敗することがないように、腐敗防止の対策を徹底する。

【遺体の取扱いの流れ】



（3）遺体安置所・遺体引渡所の設置（市民支援班）

遺体収容所スペースとは別に、総合スポーツセンター等に遺体安置所、遺体引渡所を設置する。

（4）遺体収容所設置・収容状況の広報（広報情報班）

広報情報班は、都及び警察署と協議・連携のうえ、遺体収容所の設置状況、遺体収容の状況等に関する広報を実施する。

8. 検視・検案・身元確認

8-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（市民支援班）	○検視・検案・身元確認 ○身元不明遺体の周知
警察署	○検視・検案・身元確認
都福祉保健局	○知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○検視・検案に必要な資機(器)材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	○警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	<u>検視・検案</u> ○検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 <u>身元確認</u> ○「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。 <u>遺体引渡</u> ○区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施
都医師会	○都の要請に応じて、遺体の検案に協力
都歯科医師会	<u>検視・検案</u> ○都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力 <u>身元確認</u> ○警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 ○身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事
日赤東京都支部	○都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	○都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

8-2. 詳細な取組内容

（1）検視・検案・身元確認（市民支援班、警察署、医師会、歯科医師会）

①検視

警察署により検視班等が編成され行われる。この場合、必要により歯科医師会が協力する。

②検案

都福祉保健局長が監察医等による検案班を編成させ実施する。この場合、必要により医師会が協力する。

③検視検案所の設置

検視・検案活動の場として検視検案所を総合スポーツセンター内に設置する。ただし、遺体の搬送が困難な場所など、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において検視・検案活動を行う。

④遺体の身元確認

警視庁の編成による「身元確認班」は、身元確認作業を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。

⑤遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警察署及び市民支援班が協力して行う。

市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、検視・検案業務に関連し、特に留意すべき事項等については、警視庁「身元引渡班」の指示に基づく。

⑥死亡届の受理、火葬許可証の発行等

機関名	活動内容
市	1 検視・検案を終え遺族等に引き渡された遺体については、収容所等において死亡届を受理する。 2 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。 なお、死亡届の受理と火葬許可証等の発迅速かつ適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等に関する条件整備に努める。
都	迅速かつ適切な死亡届の受理と火葬許可証等の発行等に係わる体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講ずる。

（2）身元不明遺体の周知（市民支援班）

市民支援班は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について、市民に対し、周知するとともに、警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

第3 復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-----------|
| 1 防疫体制の確立 |
| 2 火葬 |

1. 防疫体制の確立

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班、環境衛生班）	○防疫体制の確立
保健所	○防疫体制の確立
都保健福祉局	○区市町村の防疫活動を支援・指導 ○都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資機(器)材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○区市町村の衛生管理対策を支援・指導など
都保健所	○市町村の防疫活動を支援・指導 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施など
都医師会	○都福祉保健局長(都及び区市が設置する保健所)からの要請に応じて防疫活動に協力 ○都福祉保健局（都保健所を含む。）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施

1-2. 詳細な取組内容

(1)防疫体制の確立(医療健康班(保健活動チーム)、環境衛生班(消毒実施チーム)、保健所)

市は、災害時における感染症の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するため、消毒実施チームを編成し、保健活動チーム及び都の環境衛生指導班等とともに相互に緊密な連携をとりながら防疫及び消毒活動を実施する。

①消毒実施チームなどの編成

- ア 環境衛生班は、状況に応じて消毒実施チームを編成する。
- イ 防疫活動は、保健活動チームを中心に実施する。
- ウ 都は、状況に応じて防疫に関する市の活動に対する支援や指導等を行う。

②市の活動内容

- ア 消毒実施チームは、保健活動チームと連携して、被災家屋等の消毒、ねずみや害虫の駆除を行う。
- イ 保健活動チームは、避難所を中心に防疫活動を行い、避難所での消毒活動が必要な場合は、消毒実施チームが行う。

（ア）保健活動チームの業務

- a 健康調査及び健康相談等
- b 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握
- c 感染症予防のための広報及び健康指導
- d 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

（イ）消毒実施チームの業務

- a 患者発生時の消毒（指導）
- b 避難所の消毒の実施及び指導

（ウ）被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に迅速に連絡する。

（エ）防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分ではないと判断した場合は、都福祉保健局長又は医師会、薬剤師会等に協力を要請する。

（オ）都が実施する防疫活動について、十分協力する。

③防疫業務の実施基準

ア 健康調査及び実施基準

保健活動チームは、医師会や保健所等と緊密に連携をとりながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。

イ 消毒の実施

消毒実施チームは、保健活動チームと緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

ウ 避難所の防疫措置

（ア）市の消毒実施チームは、避難所開設後直ちにトイレやゴミ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

（イ）保健活動チームは、避難所開設後速やかに医師会・保健所等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

（ウ）保健活動チームは、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生管理及び消毒、手洗い・咳エチケットの励行等感染症発生予防のための広報及び健康指導を行う。

（エ）特に避難所のトイレの衛生対策については、避難所運営委員会を通じて重点的に実施する。

エ 消毒とその確認

（ア）市の消毒実施チームは、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやゴミ保管場所等）の消毒を行い又は消毒薬を配付し指導する。

（イ）都環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように都環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

オ 感染症・食中毒対策

（ア）感染症・食中毒予防のための広報及び健康指導

保健活動チームは、感染症・食中毒予防のための広報及び健康指導の実施と並行して、都食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、次の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、広報情報班と協力してポスターの掲示、ビラの配付、拡声器等により周知の徹底を図る。

- a 食品の保管方法、炊出しの仕方について
- b 水洗トイレの消毒等使用方法の徹底及び仮設トイレの消毒について
- c 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について
- d 断水時の手洗い、うがいの方法について
- e 貯水槽やプール水の安全な活用について

(イ) 予防接種の実施

市は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

2. 火葬

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（市民支援班）	○火葬特例の適用・許可証発行 ○火葬体制の確立 ○広域火葬対応
都保健福祉局	○広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	○管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施 ○火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

2-2. 詳細な取組内容

(1) 火葬特例の適用・許可証発行(市民支援班)

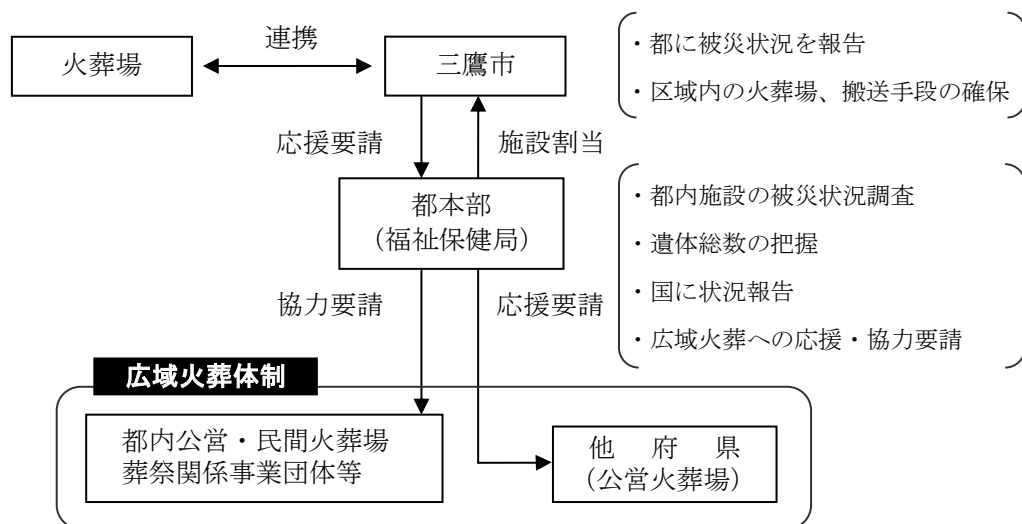
通常の火葬では、市長の発行する火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。

このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

（2）火葬体制の確立（市民支援班）

市は、災害発生後、速やかに市内の死者数を把握するとともに、日華多磨葬祭場及び近隣火葬場の被災状況を把握の上、火葬を行う。市の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。

【火葬体制】



（3）広域火葬対応

①広域火葬の検討・広域火葬計画の策定

火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合は、他市区町村及び近隣県市の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という）を行う事態が想定されるため、市は、都と協議のうえ、広域火葬に関する計画を策定し、火葬場への遺体搬送手段の確保を含め、広域的な対応を行う。

この場合、市は、災害による死亡者数等を速やかに把握し、都に報告する。都から火葬場を指示された場合は、「災害遺体送付票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送し、火葬に付す。

②広域火葬時の対応

火葬の実施までに時間がかかる場合、市は、遺体の保存のために必要な物資（ドライアイス等）の調達等、遺体の保存について必要な措置を講ずる。

広域火葬を実施する状況下では、通常の葬送（通夜、告別式等）の実施が困難となることが想定される。また、遺体搬送についても複数体搬送となるなど、通常の方法と異なったり、遺体を搬送する車両への遺族の同乗が制限される可能性がある。

火葬業務を実施する場合、市は、遺体収容所等において遺族の心情に十分配慮しながら、遺族に対し、このような事態についての同意を得るよう努める。

③実施期間

広域火葬の実施期間は、災害発生の日から10日間を目途とする。

④火葬対象・身元不明者の火葬

広域火葬を実施する期間中は、災害以外の事由による死亡者についても、広域火葬の対象とする。また、身元不明者の火葬については、市が実施し、遺骨は遺留品とともに保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、都営納骨堂等に移管する。

[別冊]

- ・資料 0601 「災害時医療救護所備蓄医療資機(器)材等」
- ・資料 0602 「災害時助産セット」
- ・資料 0603 「応急手当セット」
- ・資料 0604 「応急救護医薬品」
- ・資料 0605 「遺体の搜索期間と国庫負担」
- ・資料 0606 「遺体処理の期間等と国庫負担」

第7章 帰宅困難者対策

【本章における対策の基本的な考え方】

帰宅困難者支援の強化と一斉帰宅抑制の推進

震災時における多くの帰宅困難者の発生に備え、学校や保育園等における児童等の安全を確保するための対策や、駅周辺の混乱が生じないための対策が必要である。

また、事業所等における一斉帰宅抑制の推進、安全な帰宅を実現するための仕組みや関係機関との連携強化を図る。

第7章 帰宅困難者対策

現在の到達状況と課題

- 市本部との連絡体制の強化のため、各施設にはMCA無線を配備している。
- 帰宅困難者の安全を確保するため、三鷹駅周辺で4施設を一時滞在施設に指定するとともに、民間団体との協定を締結している。
- 原則として、三鷹駅が対応するとしている駅利用者の市の対応について、実働及び図上訓練を実施している。
- 帰宅困難者の抑制のため、東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底を図る必要がある。
- 帰宅困難者への支援強化のため、的確な情報提供手段を確立する必要がある。
- 外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進していく必要がある。
- 都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援に協力していく必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- 帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 学校における児童・生徒等の保護対策の強化
- 保育園等における乳幼児・児童等の保護対策の強化
- 学校及び保育園等と市との情報連絡体制の強化
- 災害時情報連絡体制の確保

帰宅困難者への情報通信体制整備

- 三鷹駅周辺滞留者への情報提供

一時滞留施設の確保

- 一時滞留施設の確保

徒歩帰宅支援のための体制整備

- 徒歩帰宅支援のための体制整備

対策の方向性と目標

- ◆東京都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、児童等が学校・保育園等にとどまることができるよう備蓄物資の充実を図る。
- ◆市本部との連絡体制の強化及び保護者との連絡手段の周知を図る。
- ◆事業所の従業員等の帰宅抑制対策に取り組む。
- ◆駅周辺の帰宅困難者への情報提供手段を確立するとともに、外出者、家族との安否確認手段の普及・啓発を推進する。
- ◆一時滞在施設の確保に努めるとともに、指定済み施設についても感染症拡大防止の観点から感染症対策を推進する。
- ◆鉄道に代わる輸送手段の確保に取り組む。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害
滞留者数	最大 131,438 人
帰宅困難者数	最大 36,195 人

具体的な取組

《応急・復旧対策》

駅周辺での混乱防止

- 帰宅困難者対策の実施

事業所等における帰宅困難者対策

- 報道機関や通信事業者と連携した情報提供

徒歩帰宅者の代替輸送

- 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者の誘導などを支援

徒歩帰宅者の支援

- 学校における児童・生徒の保護
- 保育園等における園児・児童等の保護
- 徒歩帰宅者の支援

第1節 現在の到達状況と課題

1. 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- 震災時に児童等の安全を確保するため、東京都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、備蓄物資の充実や安全確保対策のマニュアル化を推進する必要がある。
- 市本部との連絡体制の強化及び保護者との連絡手段の周知を図る必要がある。
- 帰宅困難者の抑制のため、東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底に努める。
- 施設内待機計画の策定や非常食料等の備蓄等、事業所による一斉帰宅抑制の取組を促進する必要がある。

2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

- 帰宅困難者への支援強化のため、的確な情報提供手段を確立する必要がある。
- 外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進していく必要がある。

3. 一時滞在施設の確保

- 帰宅困難者の安全を確保するため、三鷹駅周辺で4施設を一時滞在施設に指定するとともに、民間団体との協定を締結している。
- 一時滞在施設での感染症拡大防止の観点から、施設内での感染症対策を推進する必要がある。
- 原則として三鷹駅が対応するとしている駅利用者の市の対応について、実働及び図上訓練を実施している。

4. 徒歩帰宅支援のための体制整備

- 鉄道に代わる代替輸送手段の確保が必要である。
- 都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援に協力していく必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

【学校・保育園等における児童・園児等の対策】

- ◆東京都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針などに基づき、児童等が学校・保育園等に留まることができるよう備蓄物資の充実を図る。
- ◆震災時、学校や保育園等においては、児童等の保護者への引き渡しを原則とした児童等の安全保護対策の構築とマニュアル化を推進する。
- ◆市本部との連絡体制の強化及び保護者との連絡手段の周知を図る。

【事業所の従業員等の帰宅抑制対策】

- ◆東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底に努めるとともに、事業者は施設内待機計画を策定し、帰宅抑制に必要な非常食料等の備蓄を行う。
- ◆帰宅抑制について、従業員等に対する周知に努める。

2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

- ◆駅周辺の帰宅困難者への情報提供手段を確立するとともに、外出者・家族との安否確認手段の普及・啓発を推進する。

3. 一時滞在施設の確保

- ◆帰宅困難者一時滞在施設については、避難所と異なる施設（三鷹ネットワーク大学、三鷹産業プラザ、消費者活動センター、芸術文化センター及び創価学会三鷹平和会館）を指定するとともに、帰宅困難者用の物資の確保に努める。
- ◆鉄道利用者について、原則として、当該鉄道駅が駅構内等を利用して対応する。ただし、対応しきれない場合は、市等に協力を要請し対応する。
- ◆一時滞在施設における感染症拡大防止の観点から、一時滞在施設での感染症対策を推進するとともに、必要な物資の確保や運営方法の見直しを行う。

4. 徒歩帰宅支援のための体制整備

- ◆鉄道に代わる代替輸送手段の確保に取り組む。
- ◆都等が実施する災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者支援への協力に努める。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底
- 2 帰宅困難者への情報通信体制整備
- 3 一時滞在施設の確保
- 4 徒歩帰宅支援のための体制整備

1. 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○帰宅困難者対策条例の周知徹底 ○学校における児童・生徒等の保護対策の強化 ○保育園等における乳幼児・児童等の保護対策の強化 ○学校及び保育園等と市との情報連絡体制の強化 ○災害時情報連絡体制の確保
市民・地域	○外出時の発災に備えた必要な準備
東京消防庁	○所轄の消防署による駅前滞留者対策協議会等への指導・助言 ○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
都総務局	○「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進と東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」の設置 ○各駅・地域間の連携・情報共有に資するための帰宅困難者対策フォーラムの開催 ○地元自治体と合同による帰宅困難者対策訓練の実施
都教育庁、都生活文化局、学校等	○児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都都市整備局	○都市開発の機会における防災備蓄倉庫等の整備の促進
警視庁	○駅前滞留者対策協議会等による計画の策定・広報及び誘導要領等に対する助言 ○駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施
東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所	○団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○団体における連携協力体制の整備
事業者等	○施設内待機計画の策定と従業員等への周知 ○従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討
集客施設及び駅の事業者	○集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進

1-2. 詳細な取組内容

(1) 帰宅困難者対策条例の周知徹底(総務部)

都及び市は、都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

(2) 学校における児童・生徒等の保護対策の強化(教育委員会)

児童・生徒等が在校中に災害が発生した場合の、安全確保に関する手順や保護者等との連絡体制について、マニュアル等によりあらかじめ定め、関係者に周知徹底する。

市本部との連絡方法を確保し、MCA 無線等の操作方法を定期通信訓練の実施等により理解しておく。

各学校が災害用伝言ダイヤル等を有効に活用し、学校で児童等を安全に保護していることを保護者に伝えることにより、保護者が安心して帰宅を抑制できるよう保護者への周知を行っておく。

学校内の防災設備や備蓄品について、災害時に活用できるよう、避難所運営連絡会の活動等を通じ、防災施設設備の鍵や災害対策用備蓄倉庫の場所と内容等を把握・確認しておく。

東京都帰宅困難者対策条例の一斉帰宅抑制方針等に基づく保護者の帰宅困難を想定して、各学校において、帰宅できない児童等のために非常食と飲料水（ペットボトル）をはじめとする備蓄を行う。

登下校途中で発災した場合の児童等の安全対策及び保護対策、校外学習等で児童等が校外に出掛けている際に発災した場合の連絡方法や対応手順等について、あらかじめ取り決めておく。

(3) 保育園等における乳幼児・児童等の保護対策の強化(子ども政策部)

① 保育園における乳幼児・児童等の保護対策の強化

発災後の園児の安全確保とともに、園児を保護者に引き渡すまでの手順や保護者等との連絡体制などを「三鷹市立保育園危機管理マニュアル」の中で定め、関係者に周知徹底する。

各保育園が連絡メールシステムや災害用伝言ダイヤル等を有効に活用し、保育園で園児を安全に保護していることを保護者に伝えることにより、保護者が安心して帰宅を抑制できるよう保護者への周知を行っておく。

各園において、保護者の帰宅困難を想定して、帰宅できなくなった園児のための非常食と飲料水（ペットボトル）等の備蓄を行う。

② 学童保育所、地域子どもクラブ等における乳幼児・児童等の保護対策の強化

学童保育所や地域子どもクラブで育成又は活動等を行っている時に発災した場合の、児童等の安全確保、保護対策、保護者への引き渡し等について、各小学校及び学童保育所等の運営者と十分に協議を行い、マニュアル等によりあらかじめ定め、保護者にも周知徹底を図っておく。

学童保育所等から帰宅途中で発災した場合の児童等の安全対策及び保護対策について、あらかじめ取り決めておく。

小学校から離れた場所に設置されている学童保育所については、小学校との情報の連絡及び共有化を図るための方法を定めておく。

(4) 学校及び保育園等との情報連絡体制の強化(総務部、子ども政策部、教育委員会)

発災後の各施設の状況や対策を的確に把握するため、市本部からの情報連絡要員の派遣のほか、情報

連絡手段としてMCA無線の配備を拡充するとともに、無線通信訓練を定期的を実施し、情報連絡体制の強化を図る。

（5）災害時情報連絡体制の確保（子ども政策部、教育委員会）

保護者等との連絡体制について、災害用伝言ダイヤル等を活用した連絡方法を定め周知するとともに、携帯メールの活用等、災害時に活用する情報連絡方法をあらかじめ取り決め、体制を確保する。

2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○三鷹駅周辺滞留者への情報提供
都総務局	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドラインの作成 ○都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営
警視庁	○適切な情報連絡や安全な避難誘導の支持を伝えるための広報用資機（器）材の整備
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

2-2. 詳細な取組内容

（1）三鷹駅周辺滞留者への情報提供（総務部）

①JR 三鷹駅及び武蔵野市との連携

JR利用者への情報提供については、JR 三鷹駅が、駅構内の設備を利用して対応し、駅周辺の滞留者へは、JR 三鷹駅、三鷹市及び武蔵野市が連携して対応する。また、これらに必要な駅周辺の滞留者への情報提供等の連携方策についてあらかじめ取り決めておく。

②情報収集

JR、私鉄及びバスなどの公共交通機関等の運行状況及び復旧の見込み等の交通情報の収集手段を整備する。また、三鷹駅前ペDESTリアンデッキ周辺などの混雑情報については駅前高所カメラ等を活用する。

③安否確認手段の普及・啓発

個人の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル及び各携帯電話事業者が開設する災害用伝言板等の普及・啓発を図る。また、ジェイコムやコミュニティFM局等による安否情報など放送メディアの活用促進を図る。また、比較的かかりやすい遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。

④外国人観光客等への情報提供

三鷹駅周辺に発生した滞留者のうち、外国人観光客等に対して適切な情報提供等の支援を実施するために、みたか都市観光協会及び三鷹国際交流協会等と連携について取り決めておく。

3. 一時滞在施設の確保

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○一時滞在施設の確保
都総務局	○都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○国、市、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請 ○東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策の推進
都都市整備局	○都市開発の機会における一時滞在施設の整備の推進
都下水道局	○ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水管とマンホール接続部の耐震化
事業者団体 事業者 学校等	○加盟事業者に対して一時滞在施設確保の協力を依頼 ○事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努力 ○帰宅困難者の受入に対するできる限りの協力
一時滞在施設となる施設	○行政機関と連携して、帰宅困難者受入れ体制を整備

3-2. 詳細な取組内容

(1) 一時滞在施設の確保(総務部)

JR 利用者の一時滞在については、JR 三鷹駅において可能な限り対応することとする。

JR が対応できない場合等に備え、JR が運転を再開し帰宅が可能になるまでの間の帰宅困難者支援拠点となる一時滞在施設を指定する。

【指定施設】

種類	施設
一時滞在施設	三鷹ネットワーク大学、三鷹産業プラザ、三鷹市消費者活動センター（三鷹駅前地区公会堂）、三鷹市芸術文化センター、創価学会三鷹平和会館

市は、一時滞在施設の開設に向けた必要物品を可能な限り各施設内に備蓄するとともに、スペースが不足する場合には本部倉庫等に備蓄する。また、JR 三鷹駅及び指定施設と連携した帰宅困難者対応訓練を実施する。

4. 徒歩帰宅支援のための体制整備

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○徒歩帰宅支援のための体制整備
都総務局	○帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者へ周知 ○災害時帰宅支援ステーションの拡充と都民・事業者への周知 ○帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制の整備 ○全都立学校（島しょを除く。）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保

	○災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックの配布 ○沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討 ○災害時帰宅支援ステーションの認知度向上
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者 学校	○災害時帰宅支援ステーションの意義に関する普及啓発 ○協定等の締結による災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制の整備 ○帰宅ルールの策定

4-2. 詳細な取組内容

（1）徒歩帰宅支援のための体制整備（総務部）

①徒歩帰宅支援体制の整備及び周知

市は、都が実施する帰宅困難者等への情報提供のための支援体制を整える。また、都が実施する災害時帰宅支援ステーション等の帰宅支援体制について市民・事業者に周知する。

②市民等への啓発

市は、都、防災機関及び経済団体と連携して、市民や事業者に対して、「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底を図る。また、都が実施する帰宅困難者等への情報提供のための支援体制を整える。市は、広報紙等各種の手段により、次の内容について必要な啓発を図る。

- ア 社会秩序としての「行動ルール」
- イ 帰宅抑制対策や徒歩帰宅に必要な装備等
- ウ 家族との連絡手段の確保
- エ 徒歩帰宅経路の確認等

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- 1 駅周辺での混乱防止
- 2 事業所等における帰宅困難者対策
- 3 徒歩帰宅者の代替輸送
- 4 徒歩帰宅者の支援

1. 駅周辺での混乱防止

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、避難支援班）	○帰宅困難者対策の実施
東京消防庁	○所管の消防署による災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援
都総務局	○都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○帰宅困難者に対する一時滞在施設の開設状況等についての情報提供 ○報道機関や通信事業者等と連携協力して、事務局が必要な情報を得られる仕組みを構築
警視庁	○所管の警察署による駅周辺の混乱防止に対策に係る支援
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者に対する情報提供 ○災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用に関する周知
鉄道事業者	○駅利用者への情報提供
集客施設及び駅等の事業者	○集客施設及び駅等における利用者の保護及び情報提供 ○駅前滞留者を一時滞在施設へ安全に案内又は誘導
一時滞在施設となる施設	○施設管理者による一時滞在施設を開設と帰宅困難者の受入れ
報道機関	○行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者への提供

1-2. 詳細な取組内容

（1）帰宅困難者対策の実施（指令情報班、避難支援班）

①駅周辺の混乱防止対策の実施

- ア 駅構内の乗降客や駅前の滞留者等に対し、電車やバスの最新の運行情報について、繰り返し情報を提供する。
- イ 駅構内で帰宅困難者を収容しきれない場合や危険が伴うと判断した場合は、JR 三鷹駅は、市本部と連携し、三鷹駅南口ロータリー東側「緑の小広場」を一時待機場所として誘導する。
- ウ 交通機関が途絶している中、徒歩等で無理に帰宅させることは、余震などによる二次災害のおそれもあることから、市本部は、JR 三鷹駅からの要請に基づき、武蔵野市本部と連絡を取りながら、指定された施設に一時滞在施設を開設し、帰宅可能になるまでの間、帰宅困難者を収容する。

なお、帰宅困難者の一時滞在施設への収容にあたっては、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など）の受入れ施設の選定等も配慮する。

（ア）一時滞在施設の開設及び運営については、避難支援班及び各施設において実施することとし、収容された帰宅困難者（以下「一時滞在者」という。）にも可能な限り運営への協力を求める。なお、一時滞在施設の運営については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（平成24年9月首都直下地震帰宅困難者対策協議会）に基づき対応する。

（イ）一時滞在者用物資等については、各施設の備蓄物資等を活用するとともに、不足する場合には市備蓄倉庫等から調達する。

エ 各施設における一時滞在者に対して、交通機関の運行再開情報、帰宅可能地域、帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。また、一時滞在者のうち外国人観光客等に対しては、みたか都市観光協会及び三鷹国際交流協会等と連携し、可能な限り多言語化した情報提供を実施する。

オ 駅周辺に多くの帰宅困難者が発生し、混乱が生じた場合、必要に応じて、警察署、消防署、JR三鷹駅、武蔵野市本部、駅周辺事業者等と対策を検討する。

2. 事業所等における帰宅困難者対策

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、避難支援班）	○報道機関や通信事業者と連携した情報提供
都総務局	○事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所	○加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事業者	○従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	○児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

2-2. 詳細な取組内容

（1）事業所への情報提供（情報指令班、避難支援班）

市は、都や交通事業者などからの情報に基づき、事業所が必要な情報を得られるように支援するとともに、事業所が必要な情報を周知する。

3. 徒歩帰宅者の代替輸送

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、避難支援班）	○都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者の誘導などを支援
都総務局	○都内の交通事業者からの情報の集約及び都のホームページにおける帰宅困難者対

	策ポータルサイト等を活用した情報提供
国、都総務局、都建設局 都港湾局、都交通局 等	○国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等 搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ○バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東運輸局	○所管区域の総合的な交通情報の集約・提供 ○速やかな代替交通の許可等の実施
関東地方整備局	○国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等 搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ○船舶運用情報（利用可能な岸壁、会場経路、船舶情報等）の収集・提供
鉄道事業者	○折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報提供 ○発災後、早期の運転再開
バス事業者	○運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報提供 ○バス等による代替輸送手段の確保
船舶事業者	○船舶等による代替輸送手段の確保
報道機関	○行政機関や交通機関からの情報について、都民・事業者提供

3-2. 詳細な取組内容

(1) 誘導による支援(情報指令班、避難支援班)

市は、都や交通事業者などからの情報に基づき、遠方帰宅者等を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

4. 徒歩帰宅者の支援

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（学校避難所班、子育て支援班、避難支援班）	○学校における児童・生徒の保護 ○保育園等における園児・児童等の保護 ○徒歩帰宅者の支援
都総務局	○交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報提供 ○災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設における支援の実施
警視庁	○交通規制資機（器）材を活用した誘導経路の確保等 ○避難誘導を行う警察官による被害状況等徒歩帰宅に必要と認められる情報の提供
日赤東京都支部	○赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供
事業者 学校	○帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設による徒歩帰宅者の支援

4-2. 詳細な取組内容

（1）学校における児童・生徒の保護（学校避難所班）

児童等の安全確保のため、下校等させることで児童等の被災が予想され、かつ、保護者が帰宅困難等となることが予想される場合には、保護者に引き渡すまで各学校で児童等を預かることを原則とする。

学校は、児童等を安全に保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童等の安否等について、災害用伝言ダイヤル等、事前に定めている手段により保護者へ連絡する。また、下校中の児童等が発災により学校に戻った場合や、地域子どもクラブ活動中及び部活動中の児童等が校内にいる場合は、当該学校において保護し、上記の対応を行う。

（2）保育園等における園児・児童等の保護（子育て支援班）

発災時は、保育園危機管理マニュアル及び学童保育所災害時行動マニュアルに従って、園児・児童等の安全を確保する。

保育園及び学童保育所は、園児・児童等を安全に保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。

園児・児童等の安否等について、災害用伝言ダイヤル等、事前に定めてある手段により保護者へ連絡し、引き取りに来た保護者に引き渡す。

（3）徒歩帰宅者の支援（避難支援班）

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力には限界があることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促す。

市は、市内を通過する徒歩帰宅困難者に対して、都が定める帰宅支援ステーションや日赤が設置する赤十字エイドステーション等への誘導や市内の交通機関の情報提供等、徒歩帰宅者への支援を行う。